(10)　タクシーチケットの管理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 総務部統計課 | タクシー使用の確認については、「タクシーの使用基準」により、履行の事実と請求書記載の内容を総務担当主査が確認、押印した上、所属長が最終確認することとされているが、タクシー使用簿に使用後の確認印がない事例があった。 | 【是正を求めるもの】「タクシーの使用基準」に基づき、使用の事実確認後、タクシー使用簿への押印を行われたい。【タクシーの使用基準】（留意点）３　タクシー使用の確認は、履行の事実と請求書記載の内容を総務担当主査が確認、押印した上、所属長が最終確認する。 | 　「タクシーの使用基準」（平成10年３月総務部財政課）を平成26年10月15日に担当グループ内で再周知した。今後は押印漏れがないよう適正に事務を行う。 |